

大東亜建設民族人口資料四。

昭和十七年四月二十日

\$50.41
90
1-40

M93A05
30

各國の種族政策 第二輯 完

英國、イタ利、ハンガリト、波蘭、ルーマニア、ラテンアメリカ
諸國 日本及支那 並其の他の諸方策

附錄 ナチス独逸の人種立法、特にユダヤ人排斥

厚生省 人口問題研究所

凡例

一、本輯は前輯に引続シエタインワルネルの「外国に於ける人種衛生學的立法並に諸方策」を譯述せるものなり。

二、附錄「ナチス独逸の人種立法、特ニユダヤ人排斥」は人口問題研究所に於けて調査するものにして、便宜のため篇に加へたるものなり。

昭和十七年四月二十日

厚生省 人口問題研究所

各國の種族政策（第二輯）

目次

(二) (一)

北米合衆国（大東亜建設民族人口資料三〇）

英本國（大不列顛）及英國自治領

英本國

南アフリカ

豪洲聯邦及ニュージーランド

加拿大

伊太利

はしがさ

植民地上着民との混血防止（一九三七年）

一九三八年の「人種宣言」

其後の人類政策的諸立法

二三

フアン・エスクード大評議會の人類決議（一九三八年十月）

三四

大評議會の人類決議に基く人種立法

三八

(四) ハンガリト

三一

はしが

三一

一九三八年の反エダヤ立法

三一

及エダヤ政策強化の新法律案

三四

(五) 其他の諸國及び其他の諸方策

三九

波蘭

三九

ルーマニア

四一

ラテン、アメリカ諸国

四四

日本及伏支那

四七

(5) 其他の諸方策

四九

附

錄

ナチス独逸の人種立法、特にユダヤ人排斥

(1) 新聞界其の他の文化部面のユダヤ禍清掃

(2) 國家機關に於ける人種原理の確立と「獨逸國公民法」の制定

(3) 獨逸血統保護法の制定

各國の人種政策 | 第二輯

(二) 英本國（大ブリテン）及び英國自治領

(1) 英本國

英本國には抱括的ない人種立法は無い。多分の人種政策的考慮の下に起草され一九〇五年の移民法が僅かに考察に値する位のものである。

本法成立の由来は前記の通りから今世紀の初めにかけて大量のユダヤ人が東欧から英國に流入して来て、その為に種々の批難が巻き起されだからでその批難の要點を要約すると

- (1) 新來者は貧困者であり、その生活は不健康、且つ非衛生的である。
- (2) 彼等の中には罪状ある者が極めて多い。
- (3) 彼等は高利貸をして、非法な商賣をして、故意に物價を変動させ、イギリス労働者を傷けるといふ如き矣にあつた。

そこで一九〇〇年には露西亞人及び波蘭人へその大部分はユダヤ人の過大流入を調査する爲め別の調査委員会が設けられ、その認定に従つて之が対策として一九〇五年の移民法が制定されたのである。本法は内務大臣に外國人の入國條件に関する諸規定を公布する権限を与へ又上陸被禁止者を追放することを得るやうにしたもので、其の施行規則は一九〇六年に公布になつたが、之により東欧からの入國民は最少限度に限定せられた。本規則はユダヤ人の流入を防止する草郊があつたが、併し最近は本規則を殆んど利用さることなく、英國は多数のユダヤ人を移入させてゐる。

植民地に於いても英國は明確な人種法律を有つてゐない。尤も諸植民地には白人と土着民の女との全般を禁ずる一聯の警察規則があるが、之も土着民の女を娶とするのを禁じただけで、結婚を禁止したものではない、且つ之らの諸規則の多くは殆んど實際には執行されてゐないのが実情である。とはいへ英吉利人と土着人との間の結婚は極めて稀で、それは

英吉利人の国民的志向がそのやうな雑婚を好まぬからといへる。〔神は白人を創つた。又神は黒人を創つた。併し混血兒は悪魔が創る」といふ英吉利の説も亦英吉利人のかゝる性質の一端を示すに足るものといへよう。

(2) 南阿聯邦

南阿聯邦は約百五十万の白人と五百五十万の有色人とを含んでおり、各人種群の比率は白人二、三%、バントー人七、八%、印度人二、三%、其の他（即ち混血）七、五%となつてゐる。特に注意すべき点は白人の中には多数の移入せるエタヤ人がゐることである。尚、特記に値ひする事は一九二六年の犯罪率が有色人（特に混血者）では各人種群人口一万に付五〇人の多さに達してゐることで、反之、白人群では僅かに五、四人の率に過ぎない。

南阿聯邦の政策は經濟的に政治的優位を堅持することを目的として有色人の人口比率を低下せしめ、又白人と有色人との所謂「分離」政

策により混血人種の発生を防止することを主眼としてゐる。この目的を以て今日までに多くの法令が公布されてゐるが、その大畧を示すと次の如くである。

一九一四年及び一九二七年の二法律 (Indian Relief Act 1914 No. 22 Immigration and Indian Relief Act 1927 No. 37) は印度人の流入を防止し、其の本国帰還を助成したもので、爾後印度人は原則的には最早南アに入ることが許されなくなつた。

特に注目すべきものは一九二七年的「乱淫防止法」 (Immorality Act No. 5 (1926 III 1927)) で本法は欧洲人男子にして禁を犯して土着民の女と性交せざる者を、その行為が既に誘拐、強姦、凌辱等の行為として处罚せらるべき場合を除き、五年以下の禁錮刑に処することとしたものである。会称の行為を欧洲人女子に対して爲したる土着民男子も亦同罪である。又土着民女子にして欧洲人男子に禁止せられたる性交を許したる者及び欧洲人女子にして土着民男子に禁止せられたる性交を許したる者

は四年以下の禁錮刑に処せられる。且つ叙上の如き性交の媒介者、即ち異人種間に許されざる性交を為す機會を提供し、若くは之を可能にし、若くは可能となる為に助力しをる者も亦五年以下の禁錮刑を以て罰せられる。土地所有者若くは家屋所有者にして其の土地若くは家屋内に於て本法に違反する行為の行はるゝを知り乍ら之を黙認乃至許容せる者も亦同罪となる。尚本法の適用に当つて女が男と結婚せる者ありしや否やの事実については被告に之を證明する義務を負はしめ、之を據證し得ざる場合は凡て法律上非婚姻關係者として取り扱はれる。又、以上に謂ふ土着民とは土着のアフリカ人種に屬する者を謂ふ。

又、白人労働者(white labor)の保護を目的として制定せられた法律があり、熟練労働を原則的に白人の為に保留し、黒人及び混血者には不熟練労働をあてがふ様にしてゐるが、此の人種保護方策は相當の効果を擧げてゐるといづてよい。

選舉権は黒人には概ね拒否乃至制限されてゐる。(即ちトランベール及

びオレンジ自由州では選挙权、被選挙权共に白人のみに属し、ナタールでは被選挙权は明白に白人のみに保習せられてゐる。此處では黒人は極めて困難なる諸條件の下に選挙权を与へられてゐるが、併しそも實際には殆んど行使せられることがない。ケープ州では黒人の選挙权は著しく制限されてゐる。)

右の外、所謂「分離」政策の原則に基く黒人保護の法律もある。一九一三年の「土人土地法」(Native Land Act)によると、土着民は白人から又白人は土着民から土地を取得することが許されないこととなるが、其の目的とする所は弱勢な黒人部分の保護にあるわけである。又一九二七年の「土人行政法」(Native Administration Act)は有色人種族の組織、有色人の統治、土地所有、婚姻及び相續法を精細に規定したもので、其の目的は有色人もその生活地域に保存することを主眼としたものである。

それにもせよ南アフリカの人種政策の目標は白人と黒人の分離政策にあ

るといつてよい。がエダヤ人問題についても亦南阿聯邦は多少の考慮を持
拂はねばならなかつた。望ましくないエダヤ人の大量流入は一九三〇年に「入國法」の制定を余儀なくしてあり、之によりリスニア、ラトヴィ
ア、波蘭及びロシアからの移入民は一年各五十人に制限された。尤も
南阿政府は本法の目的が反エダヤ人政策ではなくて單に非生産的要素の
流入防止にあると声明はしてゐるが、併し本法の事实上の目的がエダヤ
人の流入防止にあつたことは疑ひない。但しその実際的効果については
さして成功したとはいへない。とく小のはエダヤ人は法を回避しだ他の
途によつて南阿に流れ込んでも来たからであり、且つ現在もなほ流入しつ
つある。

さて以上の畧説せるとところに由つて之を観るゆえん人種問題が南阿の將
來の發展にとって極めて重大な意義を擔つてゐる問題であることは明
瞭だが、併し明快なる解決は今日までのところ猶ほ実現されてゐるとはい
へぬ。例へば混血問題の規制にしても猶ほ不完全で、非合法的性交に本

る混血児の発生は防止せられてゐるが、然し合法的婚姻によるものは自由である。黒白人の分離政策も實際には完全に行はれてみるとは称し難いし最後に南アにとつていよいよく災難と危険を齎しつゝあるユダヤ人に対しても猶ほ一義的な立法が欠けてゐる。南アの人種問題を特徴づけてゐる之らの諸問題は更に直截且つ徹底的な人種立法の制定を将来に期待せしめるものといへよう

(3) 濟洲聯邦及ニュージランド

オーストラリアについて問題になることは好ましからざる人種の入国禁止に関する問題だけである。一九〇一年の「聯邦移入民法」(Commonwealth Immigration Act)は何国語かの歐洲語で五十語の長さの文章を書取ることの出来ない者の入國を禁止した。この所謂「書取試験」は実際的に凡ての有色人を排斥することになつたものであるが更に一九〇三年の「歸化法」は凡ての非歐洲人の入國を許さざることとなつた。一九二〇年には全有色人にに対する差別待遇規定は廢棄せられ、

入國者の選択及び拒否を行政的処理に委ねらるゝことゝなつたが、一九二五年及び三二年の法令は更に之に法的根據を与へ、凡ての好ましからざる入國者を排斥し得ることが可能となつた。其の諸規則は特に東部及び南部アジアからの入國者の排斥を目的としたものである。

ニュージーランドに於ては支那人及び其の他の「異人種」に対し、少くとも、首語の英語を讀む能力ある者のみの入國を許すこととしてゐる。外に入國希望者は百傍の人頭税を支拂はねばならぬ。

(4) 加奈陀

加奈陀に於ても亦入種政策的関心は専ら入國者の規制に限られてゐる。此處では一九二三年に支那人入國の原則的禁止が行はれた。日本及び印度からの入國者数は協定により極く僅かに低下せしめられた。歐洲からの好ましからざる入國者を締め出す為には一九一九年の「入國法」があるが、本法は入國許可につき所管官廳に広大な自由裁量の余地を与へるもので、極めて低い許可数の制定によりスアニア、波蘭、ハンガリー

ルーマニア及其他のバルカン諸國からの入國者は著しく制限せらるるに至つたものである。又非農業者の入國を許さずとすることによつて特にユダヤ人の入國が防止せらるゝに至つた。

以上の如く、英國及び其の二三の諸自治領も亦人種問題を多少とも死活問題として取り上げざるを得なくなつてゐるといつてよいが、併しその適切なる解決は猶ほ之を見ることがでない。唯一の例外は南阿聯邦で、茲では一聯の必要な諸法令が見出されるけれども、それも紙上の概規からも明らかに通り猶ほ決して有効適切且つ効果的に統制されてゐるとは称し難い、隨つて英國流人種法律の体系について語るのは猶ほその時期でないといへよう。

(三) 伊太利

(1) はしがき

最近に至つてフアシズムは從来のフアシズム世界觀には見当らなかつた一つの問題、いか換へれば人種に関する問題を取上げ且つ之を実行に移さうとし始めてゐる。尤も人種問題の重要性と有効適切なる人種政策の必要についてはフアシズムは早くから之を認めて居り、既に一九二一年十一月にムシソリニは「フアシズムが人種問題に關心せんことを望んでゐるが、併し之についての實際上の諸方案は今日に到つて初めて實現せらるるに到つたといつてよい。一九三七年公布の小規模な植民法を除き、最近のフアシスト政府による人種政策の具体化は極めて重大なる意義をもつ政治的事件といつてよいのである。

(2) 植民地土着民との混血防止(一九三七年)

フアシズム人種政策の第一歩は一九三七年六月十八日の人種法

Sanzioni per il rapporto diabolico coniugale fra Cittadini e sudditi) の公布で、本法中の一節に伊太利市民と植民地上着民との間の非合法的婚姻關係に関する諸規定を取り扱つてゐるものである。之によると帝国領土内に於て伊領東アフリカ住民若くは之と相似たる習俗若くは法律乃至社会觀念を有つ所の民族に属する外国人と非合法的婚姻關係を営む伊太利市民は一年乃至五年の禁錮刑に処せられる。而して立法理由の説明に「人種を混血から防護すること」は當面の緊要事である。

その故に伊領東アフリカ住民と性的關係を結ぶ伊太利國市民を处罚するのは不当ではないが伊太利政府は帝国領土内に生活する伊太利人の國民的自覺と政治的訓練とについて完全なる信頼を置いてゐるが為に、本規則は寧ろ一種の警告と考へらるべきものである」と從つて本法は非合法的往來のみを対象とし且つ之を犯せる伊太利人のみを处罚する。本法が結婚を禁止しなかつた理由の第一に挙ぐべきものは白人と有色人

との間の結婚が實際經驗上極めて稀なことで、特に本法公布以後は、アシスト政府は懲戒規則若くは婚姻認可拒否等の他の方法によつて働きかけをため、完全にその跡を絶つに到つてゐる。が併し立法上明瞭に結婚の禁止を行ひ得ながつた本当の理由はローマ法王との協定條項によるもので、伊太利は當時ヴァチカンに対しカトリック婚姻の聖餐礼式を認めてゐたが、婚姻はカトリックの宗教觀から之を云へは何らの人種的制限を許さざるものであつたからである。隨つて本法は人種問題、特に人種混交の防止について猶ほ完全に包括的なる規制を実現したものとはいへないわけである。

(3) 一九三八年の「人種宣言」

ファシズム人種政策イデオロギーの核心を爲す最も重要な文献は一九三八年五月十四日に一群のファシスト学者によつて公用された「人種宣言」である。本宣言は人種問題に対するファシズムの態度を十ヶの原則を擧げて明確に決定したもので、之を再録すれば以下の如くである。

(1) 人種なるものは存在する。人種の存在は單に我々の概念的構成物ではなく、手近かな眼前の事象として我々の感官を以て知覚し得る所の現実性をもつたものである。

この現実性は過去から未來に亘つて遺伝されてゆく肉体的並に精神的諸徵表の相互に類似した何百万といふ人間群によつて展示されてゐるものである。人種の存在を確言することは併し乍ら必ずしも猶ほ人種の優劣を結論することを意味しない。それは單に多くの異つた人種が存在することを意味するに過ぎぬ。

(2) 人種の觀念には広義の二義がある。普通に人種と呼ばれ、そして極めて僅かの徵表によつてのみ統括され得る極めて広義な系統群をも我々は人種と称してゐるが、併し又へ例へば北方人種、西方人種、デイナール人種などといふ場合の様に、極めて多数の共通的徵表によつて区別される所のより狹義の系統群をも我々は人種といふ。この後の場合の方が生物学的立場から見て眞の人種と称すべきもので、其の存在は明白な

る事実である。

(3) 人種なる概念は純生物学的概念である。

それ故にそれは、本来歴史的、言語的乃至は宗教的を觀點から構成せられてゐる民族及び國民の概念の場合とは別な觀點に立つてゐるものである。とはいへ種々の民族乃至國民の區別にはその根柢に人種的相違が横はつてゐる。伊太利人が佛蘭西人や独逸人や土耳其人や希臘人などから相異してゐるのは、單に別の言葉と別の歴史とを有つてゐるからだけではなく、之ら諸民族の人種的性質も亦相互に相異してゐるのに基く、太古以来種々の民族を作り上げたものは種々の人種間の種々の結合關係でそれは時には一人種が余餘の諸人種に対し無條件的な支配を贏ち得た事による場合もあり、或は又凡ての人種が調和的に融合したことによる場合もあり、乃至は種々の人種が猶ほ同化せず並存してゐる様な場合も

(4) 伊太利はアリアン的である。今日の伊太利住民はアリアン起源のものであり、そしてその文化はアリアン系である。アリアン文化をもつて此の住民は数千年來我等が半島に住人である。先アリアン系住民の文化は最早殆んど残存してゐないといつてよい。今日の伊太利人の起源は、本質的には、歐羅巴の不死の衣の役目を嘗て爲して来たし今後も爲し続けるであらう所の其の人種に遡るものである。

(5) 历史代に於ける大量の他人種群の来住は單なるお伽噺に過ぎぬ。ラゴバルトの侵入以来伊太利には国民の、人種的相貌に影響を及ぼすに足る程の特記すべき人口移動が存しない。他の歐洲諸国民は近代に於て、其の人種的構成に明白なる変化を受けてゐるが、伊太利にとつては上述の如く今日の人種的構成は一千年前のそれと大体に於て全一である。即ち今日の四千四百万の伊太利人の殆んど大部分は少くとも一千年来伊太利に住人である家族から出でるのである。

(6) 現在に於いては一ヶの純粹なる「伊太利人種」が存在する。本原則

は決して生物学的人種概念を歴史的、言語的な民族及国民概念と混せ
しむることによつて打ち建てられたものではなく、今日の伊太利人を數
千年來の伊太利住民の血統と合一し結合してゐる所の最も純粹なる血統
的親近性に基く、古くから血の純粹性は伊太利国民の最高の尊号であ
る

(7) 今や伊太利人が公然と其の人種原則を告白すべき時代となつた。
伊太利に於けるファシズム政治の全努力は根本的には人種政策に外なら
ぬ。ムッソリーニの演説の中でも極めて屢々人種概念に觸れてゐる
人種政策の問題は伊太利に於ては哲学的乃至は宗教的意図を交ふること
なく純生物学的立場から取り扱はねばならぬ。人種政策の解釈は本質
的に伊太利的のものでなければならず、其の方向はアリアン的北方的で
なければならぬ。とはいへ此のことは伊太利に独逸の人種政策の意義を
その根柢入してよいといふ意味ではない。

且又伊太利人とスカンジナヴィア人は全じだといふ意味でもない。そ

れはたゞ伊太利人に對し其の純歐洲的徵表によつて凡ての非歐洲的人種と區別するに足る所のその人種の身體的及び精神的典型を示さんが爲に外ならぬ。伊太利人を彼自身についてのより高い自覺にまで賛し、又より大なる自己信賴にまで昂揚せんが爲に外ならぬ。

(8) 一方に於いては歐洲の地中海民族（西洋人）、他方に於いては東洋人及び阿弗利加人の此の兩者を明瞭に區別することは特に必要である。二、三の歐洲民族のアフリカ起源を主張し、又セム及びハム民族をも一所に西方人種に包括しようとする學說の如きは、完く承認し難い關係や概念的接近を主張することになる其の故に危險な學說といはねばならぬ。(9) エダヤ人は伊太利人種には屬せぬ。數世紀を通じて我等が祖國の聖地にやつて來たセム人からは今日は最早何者も殘留してはゐないといつてよい。アラビア人によるシリト占據についても亦二、三の名前之を回想させる以外には何物も残されてゐないし、其他伊太利に於ける同化過程は驚くべく速かに進行した。伊太利に於て絶へて同化しなかつた唯

一の人口はエターマ人で、その理由は彼等が伊太利人の血統的要素とは全く別の非歐洲的人種要素から成り立つてゐるものだからである。

(10) 伊太利人の純歐羅巴的な具体的及精神的諸徵表は如何なる仕方によつても変化する所を許されぬ。混血はたゞ歐洲諸人種の範囲内に於てのみ受納し得るに過ぎぬ。蓋しこの場合に於ては、相互人種は共通の幹に屬し唯その徵表の二三に於て相互に相違するものに過ぎないが故に、本來の雜種化については之を認り得ないと考へられるからである。反之伊太利人の純歐羅巴的本質は非アリアン文化を擔つた何らか他の非歐洲の人種との混交によつて変質せられることになる。

伊太利人種宣言の諸原則は以上の如くであるが、その人種政策的十戒は完全に伊太利的背景と伊太利的精神から生ぜれたものといつてよい。
特に宣言の中セーテーゼに於いて最も闡明に表現されてゐる「歴史的理由附けの仕方にも又理論的な構成に於ても、歴史の諸テーゼの示す通り独逸の人種原理に對比して民族特有の區別が認められる。(独逸の原則

在伊太利特有の事情に適應させることなしに其の採取り入れる様なことをしなかつた用意は尤セテ一也を見れば明らかである。)がファシズム人種政策が独逸の原則と完全に一致する時はユダヤ人問題の取り扱ひ方である。ユダヤなるものは民族でもなければ宗教でもなく人種でもなく欧洲の根幹ハ種とは何らの共通点のない種々難多な人種的要素の混合体であると為す点に於て、乃至は又ユダヤ人の非同化性を強調し、其の論理的帰結として伊太利人とユダヤ人と如何なる結合をも拒否する点に於て歴上の宣言は本問題に関する独逸的な解釈や取り扱い方に完全に一致してゐる。之と失ひアワシズム伊太利はこの原則的に重大なる問題を更に実際的解決にまで貫徹した。比較的短時間の間に遂行されたこの過程は、伊太利の人種学的理論に於ては從来ユダヤ人問題の適切なる解決に対する何らの手がかりもなかつたといつてよい事情に鑑みて一層高く評價せらる可き事実といへよう。

右宣言の公開後フアンスト黨書記長(Alarcos)

が緊急の科学的研究

事項として与へた要綱は次の如くである。

- (1) 古代羅馬から今日に到る迄の「伊太利人種」の本質の確定。
 - (2) 人種保護の爲に政府の採るべき方策の規準並に順序（伊太利人種の身体的並に精神的健全との保護と増強の爲の諸規則並に制度施設（人口政策、労働衛生、母子保護等）
 - (3) 帝国の創立に併ふ人種問題の新しい觀念並に意義
 - (4) 國民的自覺の一因子としての人種意識
 - (5) 地界並に伊太利に於けるユダヤ人問題
- 尚、右黨書記長が上掲の人種宣言の採択に際して声明せる意見による
寧ろ一定の政治的行動に対する規準と考へねばならぬ。帝国の建設以後
伊太利人種は他の諸人種と結び附くに到つたので、特に如何なる混血か
らも之を防護せねばならぬ。人種法律は帝國領内、於いては特に強調実
施せられねばならぬ。ユダヤ問題に対するファシズムの態度は、ユダ

人々が數千年来自らを特殊且つ優秀なる人種と自認してゐること並に彼等がファシスト政治の寛容にち拘らず常にファシズムの敵手であつたといふ事実によつて制約せられたる。又、ファシスト文化協會の今後に於ける活動はファシズム人種原理の普及に向けられねばならぬ。

(4) 其後の人種政策的諸立法

人種宣言の声明後伊太利内閣は伊太利民族体よりユダヤ的なるものを追放し伊太利人とユダヤ人及ハム人との如何なる混血をも今後不可能ならしむることを目的とした多くの注目すべき人種政策的法令を公布してゐる。

一九三八年九月二日の内閣決議によるユダヤ人追放に関する訓令は次の如くである。

第一條 本令の公布（九月十二日）以後外国籍のユダヤ人は伊太利帝国、リビア及びエーゲ海諸属地に常住することを禁ぜられる。

第二條 本令に謂ふユダヤ人とはその者の兩親が、ユダヤ教に屬する
と否とを問はず、共にユダヤ人なる場合の者を謂ふ。

第三條 外國籍ユダヤ人に對する伊太利市民权の賦与にして一九一九年
年一月一日以後に行はれたるものは右市民权が如何なる方法により
獲得されたるものなるやを問はず凡て之を無効とす。

第四條 本令公布の時に伊太利帝國、リビア及びエーゲ海諸屬地に有
り且つ一九一九年一月一日以降に其他に常住したる者は本令公布の
時より六ヶ月以内に伊太利帝國、リビア及びエーゲ海諸屬地より退
去するを要す。

右指定期間内に右の義務を履行せざる者に對しては之を違警法並百
五十條の規定に依り帝國領土より追放するものとす

全く一九三八年九月二日の閣議は伊太利の諸學校からユダヤ人を追
放することを決定してゐるが、その法令内容を摘要すれば次の如くであ

一、エダヤ人に對し官立及び半官立学校、並に官立ならざるも國家の認可せる学校の教師となることを禁止。〔右禁止は本令公布以前に國家試験を了へたる者に對しても適用せらる。〕

同じく大学職員乃至は自由講師たることを禁止。〔本項規定は三八年十月十六日より實施。〕

二、國家の認可せる諸学校へのエダヤ人の入学を禁止。〔但し既に高等学校又は大学に在学せるエダヤ人学生は學業の継続を妨げず。〕
三、學士院、研究所、並に科学、文學及び藝術協會からのエダヤ人會員の追放。〔一九三八年十月十六日以降実施せらる。〕

(5) フアシスト大評議會の人種決議〔一九三八年十月〕

特に重要な規定は一九三八年十月に行はれたフアシスト大評議會の人種決議で、その内容を示せば次の如くである。

即ち内務省の所管部局によつて検討せらる可き疑義ある場合を除き、

外国籍ユダヤ人中左の各号の一に該當する者は之を追放規定より除外せしめる。

(イ) 六十五才以上の者

(ロ) 一九三八年十月一日前に伊太利人と結婚せる者

又、ユダヤ人種に属するや否やの認定に就いては左の規準に依ることとする。

(イ) 其の両親共にユダヤ人なる者

(ロ) ユダヤ人の父と外国人の母とを有つ者

(ハ) 混血児なるもユダヤ故に属する者

(二) 混血児にして一九三八年十月一日に非ユダヤ的宗教团体に所属する者は之をユダヤ人と見做さず。

更に伊太利国籍をもつユダヤ人中特定の者に対する除外規定につき右大評議会の決定せる所は次の如くである。

即ち左に掲ぐる各号の一に該當する所の伊太利国籍のユダヤ人にして

何らか他の理由により其の資格なき者と見做されざる限りは、諸学校へ

の入学禁止の事項を除き、何らの不利益をも享くことなきものとする。

(1) 其者の家族中に今世紀伊太利の行へる最近四戦役、即ち伊土戦争、

世界戦争、エチオピア戦争及びスペイン戦争の孰れかに於ける戦死者の有る場合。

(2) 全じく自ら進んで志願参加せる者の有る場合

(3) 全じく第一線戦士として従軍し且つ戰功により歎功十字章を受けた者有る者の有る場合

其者の家族中にファッシズム思想に共鳴せる者の有る場合

其者の家族中に戰争による不具者の有る場合

(4) 其者の家族中に一九一九年、二〇年、二一年、二二年及び一九二四年の後半期にファシスト黨に入黨せる者、若くはフューメ外人義勇

兵団の一員たりし者の有る場合

(5) 其者の家族中特定の委員会により検討せらるゝ特別の功績を為せる

者の有る場合。

以上各号の規定に該當せざる其他のユダヤ人に対するは、特別の法律の公布を見る迄の措置として次の如き事項が決定された。即ち彼等は、

(イ) ファシスト黨の一員たることを得ず。

(ロ) その事業の何たるを問はず百人以上の人員を使用する如き事業を所有若くは指導することを得ず。

(ハ) 五ヘクタールを超ゆる土地を所有することを得ず、又

(二) 平時に於ても戰時に於ても軍務に服するを得ず。

尚、ユダヤ人問題に關し大評議會の決議せる其他の事項は次の如くである。

(イ) 公職より退職せしめらるユダヤ人には恩給を与へること

(ロ) ユダヤ人をしてユダヤ教より離脱せしめんとする如何なる企ても、之を嚴禁すること。

(ハ) 宗教礼拜については一切変更すべからざるものとすること。

(二) ユダヤ人の為めの基礎学校の外に猶ほ中華学校を制定し得るものとすること。

又、一般の混血問題にも関聯して大評議会は次の如き事項を決定した。
(1) 伊太利人男女とハム、セム及び他の非アリヤン人種との結婚の禁止

(2) 官公吏及び公共的団体の文武官に対する外国婦人(その人種の如何を問はず)と結婚の禁止

(3) 伊太利人男女とアリアン人種系の外国人との結婚も内務大臣の事前の許可を要す

(4) 帝国内に於て人種の威信を傷くるが如き者に対する罰則の強化

大評議会の人種決議に基く人種立法

右大評議會の決議に従ひ一九三八年十一月十日伊太利閣議の決定せる
「伊太利人種防護法」の内容は次の如くである。

(1) 伊太利人男女とハム、セム及び他の非アリヤン人種所属者との結

婚の禁止。

(四) 官公吏及公使團體の文武官に対する凡ての外國婦人（人種の如何を問はず）との結婚の禁止。伊太利市民とアリアン人種系の外國婦人との結婚も内務大臣の事前の許可を要す。

(八) ユダヤ人に對しファシスト黨への入黨禁止。

(二) ユダヤ人にし百人以上の被傭者を使用する凡ゆる種類の事業の所有乃至經營の禁止

(木) ユダヤ人に對し五ヘクタールを超ゆる土地の所有禁止

(ヘ) ユダヤ人に對し平時若くは戰時に於ける軍務の禁止

(リ) 外國ユダヤ人の入國禁止

右法規違反に対する处罚は禁錮刑である。

又、本法に謂ふユダヤ人とは上掲大評議会の決議に隨ひ（即ち其の両親ユダヤ人なる者、ユダヤ人の父と外國人の母を有つ者、及び混血兒なるもユダヤ教會に所屬する者を謂ふ）

本法により、ファシズムの人種立法は一應の完結を得たといつてよい。
今後に期待せらるゝ細則は除き少くとも其の最重要部分は規制せらるゝ
に到つたといへよう。而して之により、ファシズム伊太利は、此の歐洲文
明の將來にとつて極めて重大意義を有つ問題をその全意義に亘つて洞察
し且つ根本的な解決策を採用しを最初の國であるナチス独逸と並んで
現在世界で反ユダヤ政策を中心とする明確なる人種立法を有つ双璧國家
の一となつたことにある。

(四) ハンカリ

(1) はしがき

ハンカリはユダヤ人の特に多い国で、ハンカリ一人十人十人に対しユダヤ人一人の割合になる。近年は更に他国から移入せるかなり大量のユダヤ人が追加されてゐる。

隨つてハンカリが自国民の保護の為に經濟、文化及び政治の諸領野に亘つてユダヤ的影響を排除若くは遮滅せしめんが為の諸方策を採用すべく余儀なくせられたのは当然といへよう。この要望に答へたものが一九三八年五月二十八日の法律で、それは社会及經濟生活に於ける均衡の更に効果的なる確保の為に必要ある諸方策を採用する权限を内閣に与へたものである。

(2) 一九三八年の反ユダヤ立法

本法の要講する具体的の方策の一つは新聞組合及び演劇映画協会の創設

である。新聞協会は定期及不定期刊行新聞の經營者、編輯長並に常時被傭の協力者を會員とし、演劇映画協會は俳優、映画俳優、劇場及映画製作の經營者、演劇及び映画の演出指導者並に其の藝術上の助効者を會員とする。共に國民精神とキリスト教道德の要請を顯彰し確保するを主眼とし、全時に會員の身分及び社會的利害を代表して其の道德的向上を図ると共に種々の法律的事務を代行する機關であるが、その人種政策的意義は之によつてユダヤ人の勢力を抑制しようとした點にある。即ち、

新聞及び演劇映画の上掲關係者は必ず兩協会の會員でなければならぬが、兩協会の會員たる人が爲には必ずハングカリ一國市民でなければならぬ。そしてユダヤ人は全會員数の二〇%を超へざる割合に於いてのみ會員となる資格を與へられるに過ぎない。(但し戰傷者や乃至は戰死者の子又は寡婦、その他從前よりユダヤ教会を離脱せる者及びその子孫等は右二〇%の比率算定に當つて之を算入しない)

更に、新聞社に於ける常時被傭のユダヤ人はその人數に於ても又その

給料に於ても全被傭者のニ。%を超へることを許されない、營業員及び編輯員に於いても夫々全様の比率が要求せられる。(但し本規定は特に宗教問題を主題とする新聞に於ける場合を除く。)

尚、弁護士、技師及び医師協会の会員をしてもエダヤ人の入会は全員の二。%を超へざる範圍内に於いてのみ許されており、而して其他の会員数が全員のハ。%に達せざる場合に限り、新入会員の五%だけエダヤ人を入会せしめ得ることになつてゐる。又、十人以上の被傭者を使用する商工業等の經濟体に於てもエダヤ人被傭者数は總被傭者のニ。%を超へて雇傭することを得ず、且つ特に智能労働に携はる者に就いては其の年收入總額に於いても右ニ。%の限定が強要される。

而して右智能労働に携はる被傭者数に於いてエダヤ人の数がニ。%を超へてゐる經營に於いてはエダヤ人は右智能労働部門への新規雇傭に際して新被傭者總数の五%以下の範圍に於いて新たに雇傭せられ得る等エダヤ人抑制の趣旨は凡て大同小異の規定に依つてゐる。

(3)

反ユダヤ政策強化の新法律案

三

但しハンガリー政府はその実地経験により叙上の如き人種立法も猶ほ本來の目的に不充分あることを痛感して、一九三八年十二月更に新法律案の起草を行つた。

新法律案によると、既てのユダヤ人及びユダヤ混血児は原則的に之をユダヤ人と看做して、一方の祖父母がユダヤ人である半ユダヤ人で且つ此のユダヤ系を引く兩親の一方は既に結婚前に洗礼せしめられた者である場合に限り之を除外する（但しこの除外の恩典は若洗礼が結婚前に行はれた場合でも一九三八年一月一日以降のものに対しては認められない）。戦争従軍者に対する恩典通り多少の恩典が与へられるが、但し従来の恩典規定に含まれてゐる單なる従軍者は特殊の戰功者を除き今後は除外されることになる。

ユダヤ人は今後は官公吏に採用せらるゝことを得ず、又新聞社の指導的的地位（責任編輯者若くは出版者）に就くことも出来ない（但し明瞭な

ヨーディヤ人新聞の場合を除く）指導的地位の封鎖は演劇及び映画に就いても亦同じ、其他ヨーディヤ人は公證人、通訳者、会計主任、弁護士、特許弁理士となることを得ないこととなる。

一切の文化的及び智能的職業部門に於けるヨーディヤ人の比率は之を大%とし、且つ右比率は單に各經營内の人數についてのみならず其の給料についても亦適用せられる。其他の職業部門（商業等）に於ける比率は一二%以内に上掲戦争関係者の三%を加へたるものとする。自由業者（医師、弁護士等）については其の協会の会員数に於ける比率大%に戦争関係者の三%を加へたる数とする。

又ヨーディヤ人は労働組合の指導的地位に立つことが出来ない。

選舉权及び被選舉权はヨーディヤ人相互の間でのみ行使せられ、一般選舉より三十日後に別にヨーディヤ人代表者を自ら選出することになる。上院議員にはヨーディヤ人は從来の選舉制度を廢止し、國家より指名されることとなる。

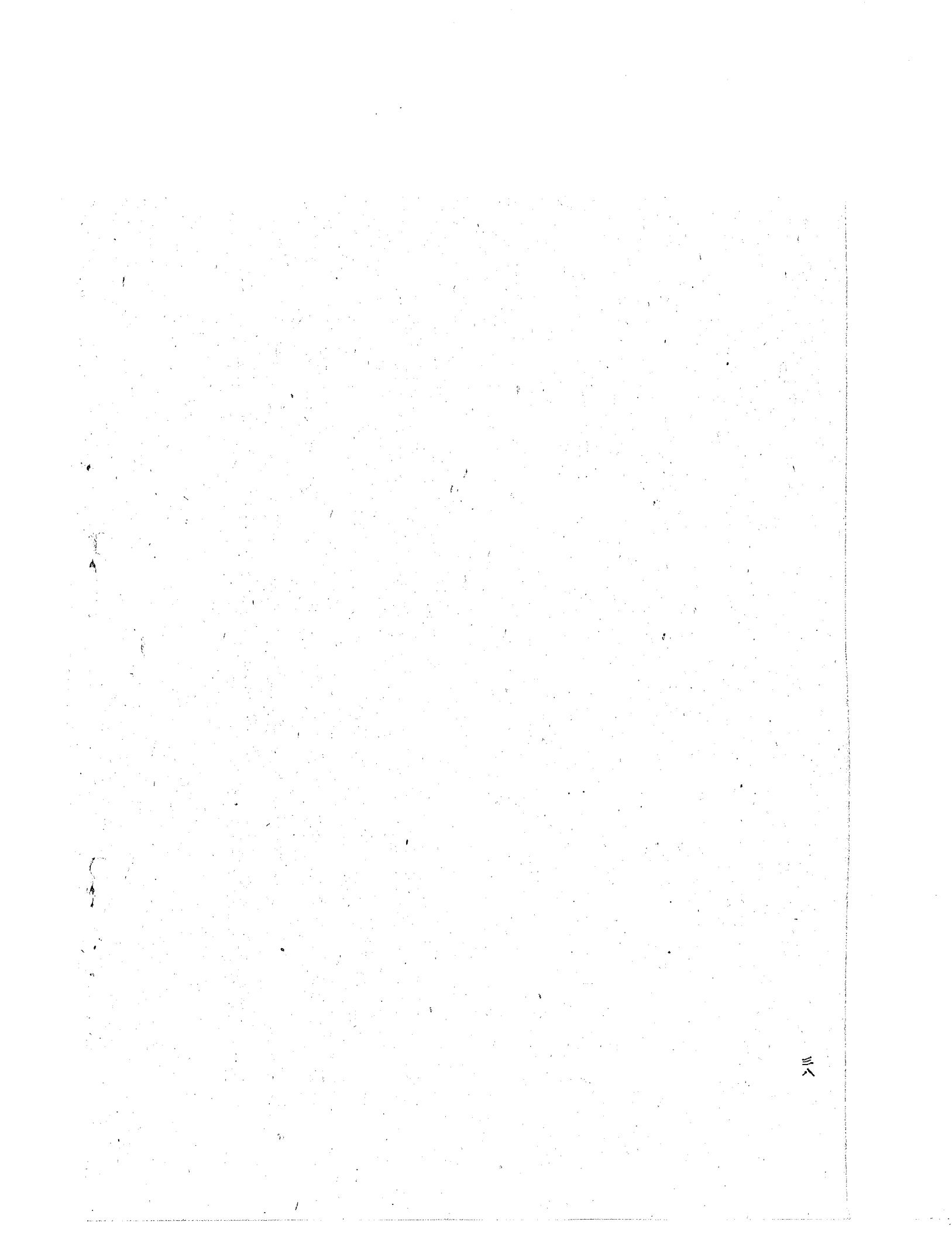
ユダヤ人は婚姻乃至は摘出認知によつても公民权を取得することがで
きない。その職業上農村に常住するユダヤ人にして一九一四年七月一日
以降に公民权を取得したる者に対しては、内務大臣は右公民权を剥奪す
る権能を与へられる。市参事会員又は町議員に於てもユダヤ人の数は
当該地方に於けるユダヤ人人口の多少に拘らず、全員数の六%を超ゆる
二とを得ぬ。

独占、特許及び官営事業等には今後は一切ユダヤ人を参与せしめ
ぬ。又當該市町村のユダヤ人數が大名にまで低下せざる限り、ユダヤ人
には營業證を下附せぬこととする。

以上の外まほ本法律案はユダヤ人の國外退去助成並にユダヤ人財産の
國外輸出に関する清算規則に關し特殊の訓令を公布する権能を政府に与
へてゐる。

尚、ハンガリー政府當局は右法案の説明に當り独、伊、波蘭、スロバ
キア等の反ユダヤ人立法以来ハンガリーはユダヤ主義を追放せんとする

ニ億の民族によつて取り捲かれるこゝなり、ユダヤ人が最弱低抗莫を
目ざして流入して来た事実を擧げて緊急対策の認む可からざる所以を説
く。又、本案記草に当つてはユダヤ人が他の一部の民族と區別され百独特
な民族として人種的、生物学的、精神的並に感情的な統一をもつてゐる
ことを詳説してゐる。特に犯罪、取りわけ経済違犯に対するユダヤ人の
関係者の極めて多い事実を強調してゐる。



(五) 其他の諸国及び他の諸方案

(1) 波蘭

波蘭に於いても閑知の如くユダヤ人問題はやかましい論議の対象で、スカルシンスキ將軍の指導する「國民統一戰線」等この問題を対象としを熱心な團体もある。特に注目すべきものは「波蘭青年同盟」で同團が掲げてゐる反ユダヤ綱領は次の如くである。

- (1) ユダヤ人は共產主義の破壊的影響の傳播者にして、共產主義的煽動者の八五%はユダヤ人なり。
- (2) ユダヤ人は同化せらるゝこと不可能なり。
- (3) 彼等は波蘭の財貨を専らユダヤ民族の為に榨取し波蘭の為に之を爲さむ。
- (4) 完全に異質的なるユダヤ文明は波蘭精神に対する破壊的なる影響を齎す、即ちそは波蘭精神の理想主義と行動愛とを破滅せしむ。

(5) 諸外國に於けるユダヤ人も亦波蘭を以て母國に於ける彼等の根據地の一と見做せり

此の故に波蘭國の國家的理性は以下掲ぐる所の諸方策を要望す。

(1) ユダヤ人は波蘭より完全に消失せざるべからず

(2) 右に併ふ彼等の安住地如何の問題は波蘭及び國際ユダヤ人自身の問題なり

(3) 波蘭の經濟的均衡はユダヤ人の利用し且つ獲得せる物的財貨が波蘭に残置せらるゝことを要望す

(4) ユダヤ人の組織的な國外退去を実施し又監視すべき國家機關の創設を必要とせり

綏上反ユダヤ人思想の明確旺盛なるにも拘らず、立法によるユダヤ人問題の一般的統制は猶ほ実現せられてゐない、一九三八年四月三日の法律は其の準備とも称すべきものであり、又、翌年六月九日には司法大臣はユダヤ人弁護士の許可を七ヶ年向（一九四五まで）停止したが、之

はユダヤ人保護士の割合（總保護士數の四五%）が波蘭總人口に於けるユダヤ人の割合を遥かに超へてゐると、此事情に基いたものである。其他民間施設や同業組織にも夫々ユダヤ的影響の排除を目的とした試みが認められるが、ユダヤ人問題の完全適切なる立法的解決は波蘭に於いては猶ほ今後の問題として残つてゐる。

(2) ルーマニア

ルーマニアでユダヤ人問題が國家生活にとつての焦眉の問題となつたのは百年以上もの昔に遡る。一八一七年に *Codex Carpathicus* はユダヤ人とキリスト教徒との結婚を禁止してから、又、一八三二年の憲法（*Regulamentul organic*）はユダヤ人を以て国外に追放せらるべき民族的危険分子とし其の公民权及び市民权を剝奪してゐる。但別的な虐待は次第に緩和せられたが、併し前大戦末まではユダヤ人は外国人として取扱はれ、國政に参与することを許されなかつた。が國際ユダヤの暗躍に基キルーマニアは一九一九年十二月九日の少数民族に関する巴里協

定を認めざるを得ざるに到つた。右限定の実施は国際聯盟の保障の下に置かれてゐたもので、ルーマニアは協定第セ及オハ條に依リルーマニア国内に住むユダヤ人にして外國籍なき者の凡てに何等特別の处置を介することなしに直ちに完全なる公民权を賦與し公民权及び市民权の人種的差別を撤廃することを余儀なくされた。その結果は此れでち亦ユダヤ人がその數に於ては比較的僅少であつたにも拘らず經濟上の权力を掌握して愈々破壊的な作用を恣にすることとなつた。ルーマニア政府が遂に之が対策を講ぜざるを得ざるに到つた所以である。

その中最も重要なものは一九三八年一月二十二日の公民权の查閲に関する勅令で、問題となるユダヤ人に公民證を提出せしめ且つ本人若くは其の両親が一九一八年一月一日にルーマニアに居住せる者なることを立證せしめ之等の方法に依つたものである。而して本勅令に該當した凡てのユダヤ人は国會議員選舉权を剥奪せられた。国外追放は行はれなかつたが、亡命者として取り扱はることとなり一部の政治上の権利を剥

奪せられることになった。

其の他ルーマニアに於ける反ユダヤ人方策を列記してみると次の如くで、孰れも極めて興味あり且つ適切なものではあるが、更に効果的にして包括的なる立法は茲にも猶ほ未しい。

(1) 一九三八年一月二十九日ブカレスト保護士協会の決議。一九一八年十二月一日以降に入會せるユダヤ人保護士に對し公民权を立證し得ざる間その活動を停止せしむ。

(2) 外国旅行を爲さんとするユダ人に對する外國爲替供与の拒否（一九三八年一月二十二日実施）

(3) (4) 新豫算に於けるユダヤ商會補助費の廢止（以上）

(5) 一九三〇年以後に登録され旅券を理由としてルーマニアに滞在し居るユダヤ人商人の滯在延期認可の拒否（以上）

(6) ベツサラビアに於ける凡てのユダヤ圖書館の閉鎖（以上）

(7) 四十才未満のキリスト教徒家政婦に對しユダヤ人の家庭に雇傭せら

るることを禁止（全上）

学校内に於けるユダヤ的宗教教育の停止（全上）

ユダヤ人医師に対し疾病金庫業務に携はることを禁止。（全上）

（4）（4） 疾病金庫に対し薬剤をユダヤ人會社より購入することを禁止（一九

三八年二月七日の労働大臣の訓令）

（5） ブカレスト医師協会評議會に於いて外國、特にユダヤ系の医師に対し開業許可を爲さざる旨を決議（右と全年会日）

（6） 公民权の査閲の結果之を剥奪せられたるユダヤ人に對し恩給金庫の恩給々与を停止

（7） ユダヤ人の改宗の禁止

（3） ラテン、アメリカ諸国

特殊な臭を有つてゐて興味のあるのはラテン、アメリカ諸國の入國法で、ウルグアイ（一九一五年二月十八日の法律）は凡てのアジア人及びアフリカ人並にジプシートの入國を、單なる旅行者としても禁止してゐる。

バラグヴァアイ（一九二五年の法律）も亦黄色及び黒色人種に属する者並にジプシーの入國を禁止してゐる。尚、茲では一九三七年にユダヤ人の新入國を禁ずると共に最近に入國したユダヤ人の大部分の追放策を採つてゐる。アルゼンチンはその憲法中に歐洲移民の入國を妨げざることを明記してゐるだけである。全くチリ（一九〇五年六月四日の法律）及びペルー（一八九三年十月七日の法律）も白人入國者を優先してゐる（チリは「歐洲系の並に北米合衆国よりの」自由移民を許可してをり）。ペルーは白人の自由移民と特殊地方に対する契約移民とを区別してゐる。エクワドルは一八八九年十月十二日の法律により支那人の入國を禁止してをり、全くグラマラ（一八九六年六月二十五日の法律）も *Individuos del Imperio. Celeste* の入國を禁止してゐるが、右は支那人を対象としてゐるものである。コスタリカ（一八九七年五月二十日及び一九〇四年十月十日の法令）は支那人、アラビア人、トルコ人アルメニア人及びジプシーの入國を禁止してをり、ヴェネツエラ（一八

九一年六月九日には支那人の入国を禁止してゐる。エーハー一九〇二年五月十二日の命令)も支那人の入国を拒否してゐる。ブラジルは最近に到つて非歐洲人の入國を不可能ならしめた。

以上は決して抱括的な人種的入國禁止ではないが、併し人種政策の片鱗を示してゐることはいか迄もない。

特にブラジルに就いて猶ほ一瞥を加へると、最近 *J. de Souza* 及び *R. Kehl* の兩氏が人種政策的諸問題に関する意見を発表してゐる。後者によるとブラジルは *species gentium* 即ち驚くべき人種混交國で、ポルトガル人、インディアン、黒人及び之ら諸人種間の雜種から構成されてゐることを指摘して來り、又前者はブラジル國の人口政策的利害より國家的なる人種政策の採用を要請して來り、移民入國政策はブラジル人民の人種的發展に於いてアリアン的要素を優秀ならしめその他の人種的因素は之を出来得る限り低下せしむる如く施策されねばならぬことを主張してゐる。又、人種混血を以て助成すべきものなりとする多くの論

者に對してもアーリーは相手を選ばざる非近似の人種間の混血を非とし、その理由を優秀人種の混血による退化の事実に求めてゐる。が明確なる人種政策の實際的規準としては彼も亦單に入國者の人種的選択を説いてゐるだけである。特にジプシー、遊牧人種、黒人、モンゴル及び寄生的生活をする人種群の入國禁止を主張してゐる。とはいへ既に著しく立拂して了つてゐるブラジルの混血過程に直面して「國家的人種政策」が果して猶ほ何らかの効果を齎し得るか如何かは茲には敢て問題としないこととする。

(4) 日本及び支那

支那には所謂人種立法なるものは存在しないが、然し其の家族制度は人種的に望ましい作用をしてゐる。例へば結婚は今でも猶ほ広く大家族の同意を必要としており、終つて外国人や他人種との結婚を不可能ならしめてゐる。

日本の法律も亦外国人若くは他人種との結婚を何ら禁じてゐない。と

はいへ日本人は古くからその健全なる民族意識によつて人種的に有害な混血による己が民族資質の極端な変質に對して闘争して來てゐる。日本政府も亦行政技術的雖に啓蒙的な凡ゆる方策を以て他民族の中に住んでゐる所でも日本人は日本人同志の間で結婚するやう講じており、そしてその目的を達してゐることは之を例へば滿洲國に於いて認めることができよう。

要之、支那も日本も本來の意味に於ける人種法律こそないが、而かも其の確固なる人種的本能は異質者との結婚による人種的に有害なる諸作用を排除することに成功してゐるといつてよい。

(5) 其他の諸方策

最後に明確な人種的的前提から法令化されたものではないが、併し宗教的その他種々の形態によつて何らかの人種的に望ましい効果を収めてゐる三三の事例を擧げる。

ユーロースラビアのセルビア地方で今でも行はれてゐる一八四四年の市民法典の第六十九條はキリスト教徒と非キリスト教徒との結婚を禁示してゐる。かかる結婚関係は茲では何らの適法性を認められないのである。全様にブルガリアでも正教徒を非正教徒、特に洗禮を受けてみないユダヤ人と結婚を認めてゐない。波蘭では今なほ次の様な規則が行はれてゐる。即ち宗教の相異はローマカトリック教徒と非キリスト教徒、従つて特にユダヤ人と間の結婚に對する障害をなすといふ一八三六年二月十六日の婚姻法第三十四條の規則が行はれてゐるのである。全様に希臘カトリック教徒も亦同法第百條に依り非キリスト教徒と結婚することを許されない。

エジプトには次の如き注目すべき法律がある。自由ニシテ且ツ能力者タル女が其ノ後見人ノ事前ノ同意ヲ得ズシテ夫ヲ選ビタルトキ、若クハ娘ガ父又ハ祖父以外ノ親族ト結婚シタルトキハ、ソノ婚姻ハ、彼等ガアラビア人若クハモハメット教徒ナル場合、夫婦共ニ同身分ナルトキ即チソノ財産、徳性及ビ階級ニ於イテ平等ナルトキニミ適法ナルモノトス。若シ夫ガ之ラノ点ニ於テ妻ヨリ劣ル者ナルトキハソノ婚姻ハ無効トス。

モハメット教徒タルベキ規定ハ夫、ソノ父及ビ祖父ニ就イテ考慮セラルベキモノトシ、ソノ他ノ祖先ニ就イテハ之ヲ問ハザルモノトス。右規則によると、父祖傳承の回教徒に非ざる新参の回教徒は回教徒の妻と同身分の者と考へ得ないことになる。

黒人種が他人種に對して有うてゐる唯一の人種規約は一九〇七年二月十三日のハイチの國籍法中に認められるものである。同法第ニ條によると、その出生によりハイチ人と考へらるゝ者は、ハイチ人父母より生まれたる子の外、外國人を父とするハイチ生れの子、若くは其の父によ

リ認知せらる場合はアフリカ人種系に属する外國人を母とするハイチ生れの子をも。但し第四條によると、非アフリカ人種系の外國人を父母とするハイチ生れの子、更にハイチ生れの非アフリカ人種系外國人を父母とするハイチ生れの子、及び非アフリカ人種系の外國人を母としてとの文により認知せらるハイチ生れの子も亦、彼等が成年に達せる年に住地の市民裁判所へ申し出さへすればハイチ國籍を獲得し得ることになつてゐる。

附 錄

ナチス独逸の人種立法、特にユダヤ人排斥

人種混交は出産力の減退、民族逆淘汰と併せて古来國家民族滅亡の跡に考證せられる其の三主因の一つといつてもよいもので一民族の政治的乃至文化的盛衰が其の根幹人種の人種的支配度と関聯するところ渺くないのはいふ迄もないがナチスの人種政策的立法、特にユダヤ人排斥政策の重更は生物学的といふよりも寧ろ広く民族文化の死活問題を緊急焦眉の必要から生れ立ものといつてよい。ヒットラーの「マイン・カツバ」を筆頭として又外ヤ人の害禍を指揮するナチス文獻の殆んど凡てはその論難を專らユダヤ人の文化的特性に向けてゐるのを見てもその間の事情を察するに足らうと思ふ。之を統計数字に見ても一九三三年當時のユダヤ教會所属のユダヤ人は総遼總人口の僅かに〇.七六%へ一九三三年國勢調査結果数字（改宗者や混血児を加へても恐らく一五%を超えまい）が彼等が金融界の指導的

地位をはじめとして政党、学界、乃至は新聞事業その他の文化領域を支配してゐる勢力は定に驚くべきもので、柏林の證券、物産、金屬三取引所の理事大十四人の中、四十七人はユダヤ人であつたといひ、その他柏林大学の医学教授の半数、哲学教授の二割五分、プロイセンの弁護士の三〇%、全国医師の一三%はユダヤ人のちもろそであつたともいふ。この種断続的な数字によつても僅か一%前後のユダヤ人を掌握してゐた文化的支配力の一端を察するには充分で、ユダヤ人排斥が國民社會主義的世界觀確立に不可缺の前提として盛行されざるを得なかつた所以を想像するに足らうと思ふ。血統的には所謂「北方人種」、文化的には所謂「北方思想」の復古運動がナチス民族運動の指標として取り上げられた所以で、そういふ意味ではナチス治下に於ける極端なユダヤ人排斥もそれが一種の民族的啓蒙運動として齎した間接の人口政策的效果は極めて大きいといへようかと思ふ。

(1) 新聞界その他の文化部面のユダヤ禍清掃

新聞事業のユダヤ的支配を清掃することは夙にナチス黨綱領中にも明記されてゐるところであつたが、一九三三年十月四日に公布を見た『新聞業者法』(Schriftleitergesetz)はその素志を実現したものといつてよく、本法により新聞人たる可き者は必ずアリヤン血統の者であり、且つ非アリヤン血統の者を配偶者とせざる者であることが最も重要な資格要件として明記され、に到つた。但し本法の施行令（三十三年十二月十九日公布）は本人が世界大戦に出征せる者であるか、或は本人の父又は子が世界大戦に戦死せり者である場合に限り右規定の適用を免除してゐる。この種の除外規定は勿論過渡的のものであるには相違ないが多少の程度に於て所謂アリアン立法の凡てに見られるところである。

新聞については劇、映画、ラヂオ、音楽、美術等諸般の文化部面に対しても統制が強化された。尤もこれは直接の反ユダヤ人的立法といふよりも

寧ろ文化部面に於けるユダヤ主義的傾向の禁壓を目的としたもので、既に早く三三年七月十四日には「臨時映画局」の制定を見、同年九月二十二日には諸般の文化領域を統轄せる「獨逸文化院」Reichskultkammer 制定の法律が公布されてゐる。これは勿論官廳ではないが其の評議員は同院總裁たる宣傳及啓蒙相の任命するところぞ、専門家の経験と才能とを國家の目的に隨つて動員せらるゝふ仕組である。左ほ右獨逸文化院を中心としたナチス獨逸の文化統制は現在は既に當初の消極的統制の域を越えて諸外國の資本主義的經營には求め難い公の損失負担による藝術向上の域にまで進んでゐることも注目すべきで、それが反ユダヤ主義運動のそもくの眞髓であつたともいへよう。

所謂アリアン立法中我々の記憶に最も深いのはアインシュタインを始め多くユダヤ人學者の學園追放であるが、ユダヤ化の防止は學生生徒に対しても亦行はれてをり、一九三三年四月二十五日公布の「獨逸人諸學校ノ收容人員制限ニ關スル法律」は教育上の見地よりする收容人員の制限や職業

的需要に即應する各科人員の適正化を行ふと同時に、また公私各處はず獨逸人諸學校の新規收容人員中後說の官吏身分再組織ノ為ノ法律は前項の意味に於ける非アリヤン血統者の占るべき割合を制限し、全校各科に於て右非アリヤン血統者は彼等が獨逸總人口に於いて占まる割合を超ゆ可ならざる旨を規定してゐる。同法施行令（同月同日公布）は右比率を一五%と明記してゐるが、茲にいふ非アリヤン血統者の大部分は勿論ユダヤ人であるわけで、彼等の就學率は獨逸人のそれを遥かに超えてゐることを物語る。之に見ても此の種のアリヤン立法、ナチスの所謂人種政策なるものゝ重點が何處にあつたかを理解するに足らうと思ふ。民族保全は同時に民族文化の保全、従つて何よりも先づ民族自身の手による文化の保全を必要としたわけだ。

(2)

國家機關に於ける人種原理の確立と

獨逸國公民法の制定

國家の指導的地位は獨逸血統の獨逸國民の手へとの思想も亦ナチス黨綱領の宣言するところであつたが、その主張は早く一九三三年四月七日公布の『官吏身分再組織ノ為ノ法律』(Gesetz zur Wiederherstellung des Beamtenstamms)によつて実現された。本法は特に世界大戦後に見られる官吏資質の低下と思想の悪化とに対する対策としてナチス一流の清掃工作を断行したものであるが、之と同時にまた國家機関に於ける人種原理の確立を行つたもので、本法により官吏（公吏及び之に準ずる公務員その他社會保險事業、ライヒスバンク等の關係者をも含む）にして非アリヤン血統の者は凡て免職せられることとなつた。（但し一九一四年八月一日以降既に官吏であつた者、世界大戦に出征せるもの又は其の父又は子の世界大戦に戦死せる者、並に其の夫の世界大戦に戦死せる婦人官吏を除く。最後の一項は三三年九月二十二日改正法律による）

本法施行令（三三年四月十一日公布）の明説するところによると右非アリヤン血統者とは其の父母又は祖父母中一人の「非アリヤン、特にユダヤ

ア血統の者ある者を謂ひ、特に其の父母又は祖父母の一人がヨセフ會に所屬せる者なる場合はそれだけで右所定の非アリアンと認定されることになつてゐる。ナケスのユダヤ人規定は四祖父母中少くも三人のユダヤ人ある場合を完全なるユダヤ人とい、二人乃至一人の場合をユダヤ混血児としてゐるから、右規定は結局凡てのユダヤ人及びユダヤ混血児を官眾から追放しようとするものといつてよい。更にその後公布の「官吏任用、俸給及救護法規則中改正法律」（同年六月三十日公布）は非アリアン血統者と結婚せる者の任官をも禁じ、且つ官吏にして結婚せんとする者は其の配偶者がアリアン血統者なることを證明せねばならないことに在つた。本人のみならず其の配偶者についてもアリアン血統を要請するのはアリアン立法一般の通則と見てよい。

右官吏層からの非アリアン、特にユダヤ血統者の清掃はその他の之に類する諸法令と併せて官吏、軍人、判検事、辯護士、疾病金庫醫師等國家機關の全面に亘つて断行され、ユダヤ人並にユダヤ混血児は一部の例

外規定該當者を除き全く一掃さるに到り、且つ之を配偶者に有つことも
不可能となるに到つた。一部の例外規定も勿論一時的のもので其の後廢止
を見たことは後説の如くであるが、この種徹底的なアリヤン立派の精神は
同時に労働奉仕法や兵役法關係の諸法令に於ても一貫せられ、非アリヤン
血統者は之を労働奉仕又は兵役の義務より免除する立て前を取つてゐる。

所謂アリヤン立派中最も基本的なるものは一九三五年九月十五日公布を
見た「獨逸國公民法」*Reichsbürgergesetz*で、本法により「獨逸國公民」
たる為には「ソノ行動ニヨリ誠心獨逸民族及び國家ニ奉仕セント欲シ且ツ
奉仕シ得ル者ナルコトヲ確認セシムルトコロ」、獨逸又ハ之ト同種血統ノ
Deutschen od. entwenden Blutes 獨逸國民「でなければならぬ」こと
となつた。^ガひ換へれば獨逸國公民たる資格は思想と血統上の兩要件によ
つて規定されるに到つたわけで、石公民權の規定は諸多の人口政策的諸立
法による助成金乃至扶助金給付に際し被助成者の資格要件の一つとして屢
々採用されるものである。

また本法は右公民資格の規定とは別にユダヤ人は官吏たり得ざる旨明記するに至り、從來の除外規定（上掲）該當者も本法施行と共に免官されることへなつたわけである。（たゞ世界大戦出征者に対するのみ恩給規定に關する多少の配慮が行はれてゐるに過ぎない。）尚、本法施行の為の第一次命令（三五年十一月十四日公布）の詳示するところによると本法所定の「ユダヤ人」とは四人の祖父母中少くとも三人の純ユダヤ人を有つ者を謂ひ、所謂「ユダヤ混血兒」（四人の祖父母中二人乃至一人の純ユダヤ人を有つ者をいふ）中にあつても四祖父母中二人の純ユダヤ人を有ち、且つ本法公布當時ユダヤ教會に所属せる者なる場合、或は本法公布當時乃至以後にユダヤ人と結婚し居りたる者乃至結婚せる者なる場合、或は『獨逸血統保護法』（後説）の登録後に於て行はれたるユダヤ人と之の結婚より生れたる者なる場合等は本法所定の「ユダヤ人」として取り扱はれることになつてゐる。

尚、右『獨逸國公民法』所定の規定に隨へば單に曾祖父母中一人のユダ

や人を有つ者は完全なるアリアン血統者と見做されるわけであるが、然しひて、『世襲農地法』の如きに於ては申請者の血統は一八〇〇年一月一日現在にまで遡つて問題とされてゐる。

(3) 『獨逸血統保護法』の制定

経上の諸立法は直接非アリアン血統者、就中ユダヤ人の排斥を主とするものでたゞ配偶者規定に今後の非アリアン的混血児繁殖の間接的抑制を行つてゐるに過ぎないが、更に直接にユダヤ人を対象として今後のユダヤ混血児の増加を押へたものに一九三五年九月十五日公布の著名な『獨逸血統保護法』*Gesetz zum Schutze des deutschen Blutes in den deutschen Fähre*を擧げることが出来る。本法は上掲『獨逸國公民法』と併せてニューヨーグベルグの人種法律と謂はれるもので、本法により獨逸族は之と同種血統の獨逸國民とユダヤとの間の結婚は禁止せられ、之を犯す者は懲役を以て

罰せられる。私通も同様禁止せられ、之を犯す者は拘留又は懲役處分を受けることになつた。また獨逸或は之と同種血統の獨逸婦人にして、四十五歳未満の者がユダヤ人の家に雇傭せられることも禁止せられ、之を犯せる者は一年以下の拘留及び罰金、又は其の親れかに處せられることになつてゐる。嘗てユダヤ人とキリスト教徒との私通を嚴罰し又キリスト教徒の少女や乳母がユダヤ人の家で働くことを禁じたともいふ中世のユダヤ人排斥は茲に新しい國民的自覺の下に國法化されるに到つたわけである。(本法中「ユダヤ人」とは上掲『獨逸國公民政凸所定のものに依る。)

又、本法施行の為の第一次命令(三五年十一月十四日公布)はユダヤ混血児の婚姻に関して種々の規定を定めてゐるが、之によると四祖父母中二人のユダヤ人を有つユダヤ混血児が獨逸人又は四祖父母中一人のユダヤ人在有つユダヤ混血児と結婚する場合には特別の許可を必要とし、許可に當つては申請者の身体乃至精神的状況、その家族の獨逸帶在期間、或は本人又はその父が世界大戦に参加せるや否や等の事情を考慮されることにある。

又四祖父母中一人のユダヤ人を有つユダヤ混血児相手の間の結婚は禁止された。要之、所謂ユダヤ混血児の今後の増加を防止すると共に其の混血度を出来るだけ薄めて行かうといふ立て前であるわけである。

益

